

情報提供資料

令和4年6月8日(水)

日高市

水道課 経営総務担当

Tel.042-989-2363 (直通)

課長 関田 兼之

担当者職・氏名 主幹 小島 敏彦

水道料金の基本料金を減免します

原油価格・物価の高騰など、家計への経済的負担が増す中、市民や事業者等の負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を減免します。

事業費 9,200万円

今回の料金減免に係る所要額は基本料金減免額分(8,800万円)とシステム改修費(400万円)の合計9,200万円です。そのうち8,400万円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。

対象者

水道を使用しているすべての市民及び事業所(官公庁等は除く)
約2万5,550件

減免期間 4か月間

①偶数月検針地区

令和4年10月検針分(9・10月使用分)の基本料金から4か月間の予定

②奇数月検針地区

令和4年11月検針分(10・11月使用分)の基本料金から4か月間の予定

※減免額の例(1回の検針で2か月分を減免)

(1)口径13mmの場合(税込額)

基本料金 550円(1か月分)

減免額 2,200円(4か月分)

(2)口径20mmの場合(税込額)

基本料金 880円(1か月分)

減免額 3,520円(4か月分)

手続き方法

手続き不要。減免額を差し引いた額で水道料金を請求します。